〜犬山を拠点に活動するプロスポーツ団体を応援しよう〜 令和6年度いぬやまスポーツコミッションプロスポーツ団体補助事業

■ 目的

本事業は、犬山を拠点に活動するプロスポーツ団体が、市内でプロリーグの試合や 大会を開催することで、プロスポーツ団体と市民がスポーツを通じて交流を生み、地域の賑わいを創出し、スポーツを軸とするまちづくりを推進するための支援するものです。

■ 対象事業

総会以降に開催し、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、本事業の目的に資するものを対象事業とします。

- (1) 犬山市内で開催するもの
- (2) いぬやまスポーツコミッションに加入している団体
- (3) 公式プロリーグに所属する団体もしくはプロスポーツ団体が主催するもの

■ 補助金額

各事業への補助金の額は予算の範囲内において当該補助事業に係る別表に定める補助対象経費の額の合計に2分の1を乗じた額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、次のとおりとします。

(1) 試合・大会開催(年1回を上限)

1事業につき最大30万円 ≪補助額の増額≫

補助対象の経費

区分	摘 要
報償費	謝礼、賞品代
需用費	事務用品費、印刷製本費、光熱水費、看板等設置費
旅費	交通費
役務費	切手代、振込手数料、広報代(WEB 掲載料)
委託料	警備員、会場設営、HP 作成等を業者に委託した場合の委託料
使用料及び賃借料	会場及び備品の使用料等

■ その他の支援

- (1) 宿泊先の紹介
- (2) 開催 PR (市広報、市HP、いぬやまスポーツコミッションHPへの掲載)
- (3) わん丸君の貸し出し

■ 交付までの流れ

- 1 いぬやまスポーツコミッションの審査をするため、次の各号に定める書類(以下「審査書類」という。)をいぬやまスポーツコミッション会長(以下「会長」という。)が定める日までに会長に提出するものとします。
 - (1) 申請書(様式第1)
 - (2) 事業計画書(様式第2)

- (3) 収支予算書(様式第3)
- (4) プロリーグに所属していること、もしくはプロスポーツ団体を証明する書類
- 2 会長は、前項の申請を受理したときは、その審査書類の内容を精査し、予算の範囲内において事業を選定し、補助金の交付決定をします。
- 3 事業完了後は、速やかに次の各号に定める書類(以下「実績書類」という。)を会 長に提出します。
- (1) 事業報告書(様式第4)
- (2) 収支決算書(様式第5)
- (3) 補助金交付請求書(様式第6)
- 4 会長は、前項の実績書類の提出を受けたときは、その内容を精査し、問題がないことを確認したときは、速やかに補助金交付決定額を支給します。